

小規模保育事業 南住吉つばさ保育園 重要事項説明書

(2025年4月改定)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人あさか会
所 在 地	大阪市住吉区浅香2-2-57
電 話 番 号	06-6698-5702
代表者名	理事長 中村 一成

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	南住吉つばさ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区南住吉2-14-20 平成ハイツ壱番館1階
連 絡 先	電話 06-6605-1616 FAX 06-6605-1617
管 理 者	施設長 中山 有理
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	2016年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052002336
ホ ー ム ペ ー ジ	http://asakakai.com/

3 事業の目的・運営方針

南住吉つばさ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造5階建のうち1階
	延べ面積	99.91㎡
屋外遊戯場		南住吉第6住宅児童遊園150㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	1室	ぺんぎん組(0歳児クラス)
保育室(又は遊戯室)	2室	ひよこ組(1歳児クラス) あひる組(2歳児クラス)
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 園児の年齢や、発達に応じた食事の提供

(3) その他保育に係る行事等

(4) 子育て相談、育児情報の提供などの地域子育て支援

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2025年3月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長 (園長)	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育責任者 (園長兼任)	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う				
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	8	5	3	
栄養士	献立作成、栄養指導を行う	1	0	1	
調理員	給食、おやつを調理する	1		1	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長(園長)	正規の勤務時間帯(9:00~17:30) 7時間30分
保育士	正規の勤務時間帯(7:00~19:00)のうち7時間30分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日の19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。土曜日の保育時間は7時から18時までとします。（土曜日の保育に関しては別途、届け出が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 慣らし保育

園児の状況に応じて概ね5から7日間の慣らし保育を実施し無理なく保育園の環境に慣れていただけるようにご協力ください。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長保育間食
0歳児	9時30分頃	10時40分～11時頃	15時頃	18時頃
1歳児	9時30分頃	11時～11時半頃	15時頃	18時頃
2歳児	9時30分頃	11時～11時半頃	15時頃	18時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食で対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

栄養士を配置しています。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

① 浅香東保育園

運 営 主 体	社会福祉法人堺あかり会
所 在 地	大阪市住吉区浅香 1-1-38
連 携 内 容	・ 卒園後の進級先として、2歳児利用定員の1人分確保 ・ 必要に応じて、代替保育の提供 ・ 乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
電 話 番 号	06-6697-5987

② 認定こども園愛児幼稚園

運 営 主 体	学校法人稲垣学園
所 在 地	大阪市住吉区长居西 3-1-14
連 携 内 容	卒園後の進級先として、2歳児利用定員の5人分確保
電 話 番 号	06-6691-0502

③ あびこ幼稚園

運 営 主 体	学校法人あびこ学園
所 在 地	大阪市住吉区南住吉 4-1-25
連 携 内 容	・ 卒園後の進級先として、2歳児利用定員の2人分確保 ・ 必要に応じて、代替保育の提供 ・ 乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適

	切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
電 話 番 号	0 6 - 6 6 9 1 - 0 0 2 9

卒園後、上記施設への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申し込みが必要となります。市町村の利用調整の結果、ご希望の施設に入園できない場合がありますのでご了承ください。また連携施設のご希望者が多数の場合は選考となる場合があります。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退園する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

なお、途中退園される場合は退園される月、卒園時は3月に2カ月分を徴収させていただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	医療法人 武田小児科医院
医院長名又は医師名	武田 義廣
所 在 地	大阪市住吉区南住吉2丁目14-19 平成ハイツ壱番館1階
電 話 番 号	0 6 - 6 6 9 1 - 6 5 5 1

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人 清博会 野瀬歯科
医院長名又は医師名	野瀬 博之
所在地	大阪市東住吉区湯里 6-2-23-105
電話番号	06-6705-3554

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 警報発令時対応

午前 7 時 00 分の時点で、大阪市に「暴風警報」が発令されている場合には自宅待機 9 時 00 分までに解除となった場合は弁当持参で保育を再開します。

また「暴風警報」の発令が予想される場合には、受け入れを見合わせる場合があります。

台風接近に伴う警報発令の際にも、上記に準じた対応をさせて頂く場合があります。(休園が決定した際には、各ご家庭にご連絡させていただきます。)

保育時間中に発令された時、予想される場合は、速やかにお迎えに来ていただきますようお願いします。

(保育園より、緊急連絡先にご連絡させていただく場合もあります。)

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知設備	有	・消火器	有
	・非常警報器具・設備	無	・誘導灯	有
	・スプリンクラー	無	・避難器具	無
	・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

19 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用
- (3) 法人内にて委員会設置、事例検討会実施

20 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 園長 中山 有理 ・ご利用時間 9:00～ 17:30 ・電話番号 06-6605-1616 F A X 06-6605-1617 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	池田 隆	電話番号06-6656-1787	(社福)あいえる協会 事務局長
	田中 弘	電話番号06-6699-5717	民生委員・児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

21 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設所有管理者賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	1億円

22 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	3人	0人	2人
1歳児	7人	7人	8人
2歳児	7人	5人	8人

23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	2022年度受審	2022年12月 結果公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	

24 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

25 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当園への車での送迎はできるだけご遠慮ください。

別 表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
入園準備品費用	誕生カード お便り袋 帽子	2,000 円 程度
卒園証書代	証書・証書ファイル（2歳児のみ）	1,500 円
行事費	教材費	500 円
写真	希望者	55 円～

持ち物については前年度から継続の方は不要なものもあります

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
 月額 3,000 円（事前に登録した方）
 1 時間あたり 300 円（上限なし）
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
 月額 3,000 円（事前に登録した方）
 1 時間あたり 300 円（上限なし）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。
 但し、口座振替、振り込みの場合は領収書を省略します。